身体障害者を対象とした紀の川市臨時職員等登録者の募集

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図るため、次のとおり登録希望者を募集します。

○　登録申込期間　　２０１９年1月１０日（木）～２０１９年1月３１日（木）
＊期間終了後も随時受け付けします。

○　採用について　　臨時職員等の必要が生じた場合、登録者の中から選考のうえ採用します。なお、登録していただいても、必ず採用があるとは限りませんのでご了承ください。

○　登録の有効期間　　２０１９年4月1日　～　２０２０年3月３１日

○　登録資格　　次の要件のすべてにあてはまる人。
①　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない人。
②　身体障害者福祉法第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人。
③　勤務場所への通勤が可能な人。
④　２０１９年4月1日現在で年齢が６０歳未満の人。

○　登録方法　　人事課または各支所に備え付けの登録申請書、もしくは紀の川市ホームページからダウンロードした登録申請書に記入のうえ、身体障害者手帳の写しを添付して本庁人事課まで提出してください。

○　業務内容　　一般的な事務補助等（ワード・エクセル等の基本的なパソコン操作）

○　労働条件等　　賃金、勤務時間、社会保険・雇用保険等は紀の川市一般職の臨時職員等の勤務条件等に関する規則等の規定によります。

○　問い合わせ先　　紀の川市役所　人事課　（℡　７７－２５１１）